

あおり運転は犯罪!!免許取消し!!

～妨害運転罪が新たに規定され、重い罰則が設けられます～

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備 (令和2年6月30日から変わります!)

あおり運転をした場合

妨害運転 (交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反(10種類の違反)行為をし、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある運転(あおり運転)をした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点 免許取消し (欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合の欠格期間は最大5年

※運転者に「あおり運転」をそそのかした同乗者等も同様の処分を受けることとなります

あおり運転のせいで危険が生じた場合

妨害運転 (著しい交通の危険)

あおり運転をし、高速自動車国道等において他の自動車を停止させるなど、著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点 免許取消し (欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合の欠格期間は最大10年

※運転者に「あおり運転」をそそのかし危険を生じさせた同乗者等も同様の処分を受けることとなります

もし「あおり運転」行為を受けた場合は…

① 挑発に乗らない!

- 自車に何の落ち度もない場合 ⇒ 道路の左端に寄るなどして進路を譲りましょう!
- 後方からあおられている場合 ⇒ 急ブレーキを踏む等あおり返すような行為はやめましょう!

② 安全な場所に一時停止! 相手を先に行かせる!

- 一般道路を走行中の場合 ⇒ 警察署、消防署、スーパー・コンビニの駐車場など人が多くいたり、防犯カメラが設置された場所はより安全!
- 高速道路を走行中の場合 ⇒ サービスエリアやパーキングエリアへ避難!

③ 相手とは交渉しない!

- 車を止めて降りてきた場合 ⇒ ドアはロックし、窓も閉めて、直ぐに警察へ通報!
- ドラレコやカメラがある場合 ⇒ ドラレコ等の録画映像は証拠となるため、大切に保存!

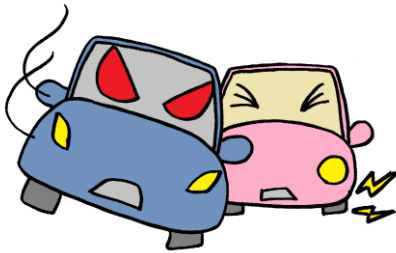
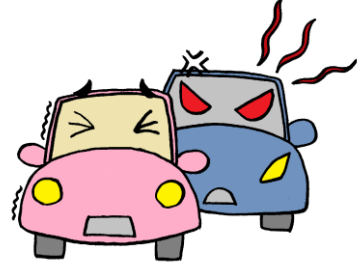
こんな運転が **あおり運転** になります!!

① 対向車線からの接近や逆走

・通行区分違反（道路交通法第 17 条第 4 項）

② 車間距離を詰めて異常に接近する

・車間距離不保持（道路交通法第 26 条）



③ 急な進路変更や蛇行運転

・進路変更禁止違反（道路交通法第 26 条の 2 第 2 項）

④ 不要な急ブレーキ

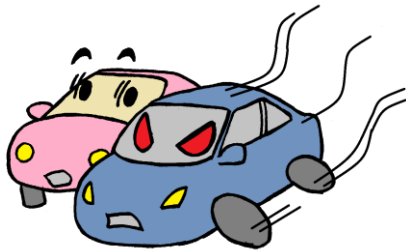
・急ブレーキ禁止違反（道路交通法第 24 条）

⑤ ハイビームの執拗な継続

・減光等義務違反（道路交通法第 52 条第 2 項）

⑥ 不必要なクラクションの反復

・警音器使用制限違反（道路交通法第 54 条第 2 項）

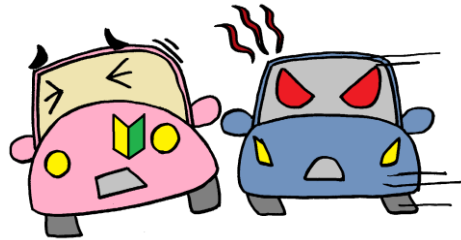


⑦ 左からの追越しや無理な追い越し

・追越しの方法違反（道路交通法第 28 条第 1 項または第 4 項）

⑧ 幅寄せや急な加減速

・安全運転義務違反（道路交通法第 70 条）

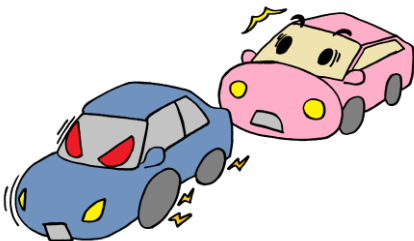


⑨ 高速自動車国道の本線車道での低速走行

・最低速度違反（道路交通法第 75 条の 4）

⑩ 高速自動車国道等での駐停車

・停車及び駐車の禁止違反（道路交通法第 75 条の 8 第 1 項）



岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報 URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/police/kotsuanzen/>

ツイッター URL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



ツイッター



交通安全情報